

○トランスフォーメーションコネクト機構規程

令和5年2月16日
法人規程第5号

トランスフォーメーションコネクト機構規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。）第35条第1項に規定する特別な組織として設置するトランスフォーメーションコネクト機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び業務)

第2条 機構は、デジタル、宇宙、エネルギー分野等の先進的な分野（以下「先進分野」という。）における筑波大学（以下この条において「本学」という。）の強みや特色を活かし、研究、人材育成、産学連携等に関して国内外の教育研究機関、企業等との連携協力を推進することにより、先進分野における研究の多様性及び卓越性を高めるとともにこれらを教育に還元し、もって本学を先進分野における世界最高水準の教育研究拠点に発展させることを目的とする。

2 機構は、前項の目的を達成するため、先進分野に係る次に掲げる業務を行う。

- (1) 日米及び諸外国の大学、教育研究機関、企業等が共同研究、人材育成及び国際協力を推進するための企画立案並びにその実施に関すること。
- (2) 本学の教育研究組織等との連携協力及び当該教育研究組織等に対する支援等に関すること。
- (3) その他教育研究の推進のために必要な事項

3 機構は、前項に規定する業務の具体的な取組を実施する場合には、研究戦略イニシアティブ推進機構との連携の下で実施するものとする。

(機構長)

第3条 機構に、機構長を置き、産学連携を担当する副学長をもって充てる。

2 機構長は、機構を統括する。

(副機構長)

第4条 機構に、副機構長を置き、機構長が第5条第2項に規定する運営委員会の委員のうちから指名する。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

(機構運営委員会)

第5条 機構に、その運営に関する重要事項を審議するため、機構運営委員会を置く。

2 機構運営委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 機構長
- (2) 教育を担当する副学長
- (3) 研究を担当する副学長

- (4) 国際を担当する副学長
- (5) 国際局国際室長
- (6) 人工知能科学センター長
- (7) その他機構長が指名する者 若干人

- 3 前項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第6条 機構運営委員会に委員長を置き、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、機構運営委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、第4条第1項の規定により副機構長として指名された委員が、その職務を代行する。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、機構運営委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

第7条 機構に関する事務は、関連する部等の協力を得て、産学連携部産学連携企画課が行う。

(雑則)

第8条 この法人規程に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法人規程は、令和5年3月1日から施行する。

(法人規程の廃止)

- 2 デジタルイノベーション推進機構規程（令和3年法人規程第37号）は、廃止する。